

# Nature of U.S. Entity and Application of the Entity to the Concept of "legal person" in Japanese Tax Law

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-05-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加藤, 友佳 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24562">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24562</a>

# 米国事業体の性質と法人該当性

—— 最高裁平成 27 年 7 月 17 日判決の再考 ——

加 藤 友 佳

## はじめに

租税法では、「法人」概念について明確な規定を設けていない。そのため、法人税の納税義務者となる法人については、権利義務の帰属や損益の帰属等の観点からその性質が議論されてきた。一方、民法上の法人とは法人格を有する自然人以外の主体であるが、租税法上は法人格を有しない人格のない社団等も法人とみなされるため、民法上の法人よりも広い概念であることがわかる。

租税法上の法人の性質決定については、国内だけではなく国外の事業体についても問題となり、特に日本には同一の性質を有する事業体が存在しない諸外国のパートナーシップや LLC 等を国内租税法上どのように扱うかという点に集約されるだろう。この問題についてはかねてより議論になっていたが、平成 27 年にアメリカデラウェア州の事業体の法人該当性について最高裁が初めて判断したことから、下級審では一致していなかった事業体の性質決定に対して統一の見解が示されたものとして注目され、同最高裁判決により外国事業体のわが国における事業体判定は解決したかと思われた。しかしながら、最高裁判決で争われたアメリカ LPS は各州法に基づいて設立されるため、デラウェア州以外の LPS および LPS 以外の事業体の性質や、これらの事業体に対する同判決の射程の問題等、依然として事業体の性質決定については不明確な点が残されたままである。

アメリカで事業体登録数の多いデラウェア州において、最も設立数の多

## 米国事業体の性質と法人該当性

い事業体は LLC であり、パートナーシップも徐々に設立数が増加していることから、わが国の租税法における位置付けが問題となるケースは今後とも生じるだろう<sup>1</sup>。(図表 1 参照)

そこで本稿では、平成 27 年 LPS 最高裁判決で示された法人該当性判断を主軸として、外国事業体の性質分析を試みる。具体的には、アメリカの事業体としてパートナーシップおよび LLC をとりあげ、各事業体の統一法からその性質を比較検討し、租税法上の「法人」の属性を決定する判断基準について、アメリカの代表的判例と平成 27 年 LPS 最高裁判決の両アプローチから考察する。

図表 1； デラウェア州設立事業体数の推移<sup>2</sup>



<sup>1</sup> デラウェア州はコーポレーション設立を巡る州間の競争で独走状態にあり、フォーチュン 500 企業に含まれる企業のうち 67.8%、2019 年に新規上場された企業のうち 89% がデラウェア州で設立されている。

<sup>2</sup> Delaware Division of Corporations, *Annual Report Statistics* から筆者作成。

## 1. LPS 最高裁判決の意義

### (1) LPS 最高裁判決とその影響

わが国の法人税法では、法人は法人税の納税義務者であると定められている（法人税法第4条）。納税義務者たる法人については、同法第2条において、内国法人を「国内に本店又は主たる事務所を有する法人」、外国法人を「内国法人以外の法人」と定められているが、「法人」の定義は存在しない。そのため、外国で設立された事業体が、わが国法人税法上の法人に該当するか否かについては事案に応じて判断されてきたが、平成27年に最高裁判所が初めてその判断を示したのである。

そこで問題となったデラウェア州リミテッド・パートナーシップ（以下、LPSとする）については、わが国の居住者である納税者らが、米国デラウェア州改定統一リミテッド・パートナーシップ法（以下、州LPS法という）に基づいて設立されたLPSを用いて行った不動産賃貸事業（以下、本件各不動産事業という）で生じた損益の扱いが争われた。納税者らは、本件各不動産事業から生じた損失の金額を同人らの他の所得金額から控除して、所得税の申告または更正の請求を行ったが、所轄税務署長は本件各不動産事業により生じた所得が本件各LPSの所得であるため、損益通算（所得税法第69条1項）をすることはできないとして、所得税の更正処分および過少申告加算税賦課決定処分または更正をすべき理由がない旨の通知処分を行った。これに対して、納税者らは上記各処分の取消しを求めて出訴した事案である<sup>3</sup>。

最高裁判決<sup>4</sup>（以下、LPS最高裁判決という）では、本件事業体の法人該

---

<sup>3</sup> 1審は納税者の請求容認（名古屋地判平成23年12月14日，民集69巻5号1297頁。），原審は控訴棄却（名古屋高判平成25年1月24日，民集69巻5号1462頁。）。

<sup>4</sup> 最高裁平成27年7月17日第二小法廷判決（民集69巻5号1253頁）。本件評釈として，今村隆「判批」税理58巻15号70頁，岡村忠生「判批」ジュリス1486号10頁，吉村政徳「判批」税務弘報63巻12号100頁，衣斐瑞穂「判解」

当性について「① 当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否か」および、「② 当該組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを検討して判断すべき」として、具体的な判断方法が判示された。そして、各判断方法の当てはめにおいては、「『separate legal entity』となるものと定められていることをもって、本件各 LPS に日本法上の法人に相当する法的地位が付与されているか否かを疑義のない程度に明白であるとするのは困難」（判断方法 1）であるが、「州 LPS 法の定め等に鑑みると、本件各 LPS は、自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が本件各 LPS に帰属するものということが出来る」（判断方法 2）として、デラウェア州 LPS は権利義務の帰属主体であると認められることから、外国法人に該当すると判断された<sup>5</sup>。

また、同判決後初の LPS に係る判決となったワシントン州 LPS についての東京地裁判決<sup>6</sup>（以下、ワシントン州 LPS 判決という）では、「最高裁平成 27 年判決参照」として LPS 最高裁判決の外国事業体の判断方法が踏襲された。ワシントン州 LPS 判決では、「同州の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるということは困難」であること（判断方法 1）、「本件各 LPS は、自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が本件各 LPS に帰属するということができ、権利義務の帰属主体であると認められる」ことから（判断方法 2）、ワシントン州 LPS は

---

ジュリスト 1493 号 65 頁、長戸貴之「判批」法学協会雑誌 133 卷 10 号 1685 頁、酒井克彦「判批」判例評論 696 号（判例時報 2314）153 頁、拙稿「判批」ジュリスト 1496 号 111 頁などがある。

<sup>5</sup> 最高裁判決の判断方法と当てはめについて、拙稿・前掲注 4）112 頁。

<sup>6</sup> 東京地裁平成 28 年 4 月 27 日判決（判例秘書 L07131161）。なお、控訴審では過少申告加算税の正当理由が争われたが棄却となり確定した（東京高裁平成 29 年 1 月 24 日判決、税資 267 号順号 12965）。

外国法人に該当すると判断されている<sup>7</sup>。

## (2) LPS 最高裁判決の判断方法への当てはめ

このように、LPS 最高裁判決で示された判断方法はワシントン州 LPS 判決でも踏襲されており、その判断方法への当てはめも LPS 最高裁判決で採用された規定が意識されていることがわかる。

しかし、アメリカのパートナーシップ法には統一法が存在するため各州のパートナーシップ法は類似性を有している一方で、LPS 最高裁判決の争点となったデラウェア州法は独自性も持ち合わせており、ワシントン州法と完全には一致していない。そのため、LPS 最高裁判決において当てはめに用いられたデラウェア州の各条文に対応する条文が、ワシントン州法には定められていないという齟齬が生じたのである。

ワシントン州 LPS 判決をみると、LPS 最高裁判決における判断方法 1 で適用されたデラウェア州 LPS 法 201 条 (b) に規定される「separate legal entity」については、ワシントン州 PS 法 50 条 (1) の「entity distinct from its partners」(entity 規定) で対応させ、判断方法 2 で適用されたデラウェア州 LPS 法 106 条 (a) (b) (power 規定) については、ワシントン州 LPS 法 60 条, 70 条で対応させている<sup>8</sup>。しかしながら、特に判断方法 2 についてみると、デラウェア州 LPS で適用されている州 LPS 法 106 条が、LPS にあらゆる権能を付与するという統一法の power 規定であるのに対し、ワシントン州 LPS 法 70 条はあくまでもパートナーと LPS についての関係についての規定であり、LPS の権利義務について直接的に言及した

---

<sup>7</sup> 同判決については、拙稿「米国ワシントン州 LPS の『法人』該当性」国際商事法務 44 卷 11 号 1659 頁。

<sup>8</sup> LPS 最高裁判決とワシントン州 LPS 判決の比較については、拙稿・前掲注 7) 1663 頁参照。デラウェア州 LPS 法 106 条は法律行為の当事者となる根拠とはなるが、効果の帰属については不十分であると分析するものとして、吉村・前掲注 4) 105 頁。

条文ではない<sup>9</sup>。統一法における power 規定は LPS が活動するうえで必要なあらゆる権能を有している旨を定めており、LPS の具体的な権能の詳細な列挙を省くことを趣旨とする旨が明記されている<sup>10</sup>。したがって、ワシントン州 LPS 法 70 条は power 規定に対応する条文ではないといえることができる。

なお、ワシントン州 LPS 法 60 条および 70 条は 2010 年改定によって廃止され、新たに power 規定を導入していることから<sup>11</sup>、実質的には改定前においてもワシントン州 LPS の性質として権利義務の帰属主体となる性質を有していたと解することができるだろう。

### (3) パートナーシップ財産に対する権利

LPS 最高裁判決では、補足としてデラウェア州 LPS 法 701 条にふれ、「パートナーシップ持分 (partnership interest)」が「人的財産 (personal property)」という財産権の一類型であり、パートナーシップ財産と個々のパートナーシップ持分との関係が切断されていることに言及していた<sup>12</sup>。

この“partnership interest”については、これまで「パートナーシップ持分」や「パートナーシップの受益権」と訳されていたが、LPS 最高裁判決の中でその性質については触れられなかった。統一法においては、パートナーシップにおけるパートナーの財産権の性質につき、① 特定のパートナーシップ財産に対する権利、② パートナーシップにおける権利 (inter-

---

<sup>9</sup> RCW25.10.070 「…パートナーは、LPS に対して金員を貸し出すことができ、LPS と他の取引を行うことができる。その場合において、他の適用法に従い、パートナーではない者 (person) が有するのと同様の権利および義務を有する。

<sup>10</sup> Re-RULPA 105 Comment.

<sup>11</sup> RCW25.10.031.

<sup>12</sup> この点については、「パートナーシップが財産の保有主体として認められている点をもって、法律行為の効果が LPS 自身に帰属することの補強としている。そして、本件各リミテッド・パートナーシップ契約においても、これと齟齬する定めがないことが言及されている。」と説明される (吉村・前掲注 4) 106 頁)。

est), ③ 経営に参加する権利の3つに分類され, この3つの権利はそれぞれのパートナーによって保有される<sup>13</sup>。上記②の権利の性質としては利益および剰余金の持分 (share) であり, 人的財産と同等であるとされていることから, LPS 最高裁判決で述べられている「パートナーシップ持分」とは, パートナー財産権のうち上記②の権利をさすと思われる。そうすると, “partnership interest” とは, 特定の持分というよりはむしろ持分を配分される権利であることから, LPS 最高裁判決の意図するところはパートナーシップ受益権であるといえよう<sup>14</sup>。

このように最高裁判決が示されたとはいえ, パートナーシップの性質や財産の帰属については不明確な点も多い。そこで以下では, パートナーシップの歴史および統一法に立ち返り, パートナーシップとそこから発展したリミテッド・ライアビリティ・カンパニー (Limited Liability Company ; LLC) の性質について検討する。

## 2. パートナーシップ法の歴史

### (1) 集合体理論と事業体理論

今日のパートナーシップは, LPS, LLP 等といった多様な形式に発展しているが, その原形は現在のジェネラル・パートナーシップ (以下, GPS とする) である。パートナーシップについては, 長年その事業体としての性質をめぐって, 集合体理論 (aggregate theory) と事業体理論 (entity

---

<sup>13</sup> UPA24 条, 26 条。J. WILLIAM CALLISON & MAUREEN A SULLIVAN, PARTNERSHIP LAW AND PRACTICE : GENERAL AND LIMITED PARTNERSHIPS 181-185 (2015). 「3 (1) ジェネラル・パートナーシップ」にて後述。

<sup>14</sup> 同じくデラウェア州 LPS について争われた事案 (国税不服審判所平成 18 年 2 月 2 日裁決) では, 「『パートナーシップの受益権 (partnership interest)』とは, リミテッド・パートナーシップの損益のうちのパートナーの取り分 (share) 及びパートナーシップの資産の分配物 (distributions) を受領する権利を意味する。」とされている。



theory)に基づく争いがあった。この2つの理論の存在によって、後述する統一パートナーシップ法(The Uniform Partnership Act; UPA)の起草過程においては集合体理論と事業体理論の折衷案が提唱され、UPAの全体的な位置付けを集合体理論とする一方で、非常に多くの個別規定に事業体理論を採用したため、結果としてパートナーシップの事業体としての性質に曖昧さが生じることとなったのである<sup>15</sup>。

そもそもコモンローにおけるパートナーシップとは、パートナーから独立した法的事業体というよりはむしろ、個々のパートナーらの集合体と考えられていた<sup>16</sup>。この集合体理論に基づけば、パートナーシップは共通の事業目的を持った個人間の関係性以上のもではなく、共通の事業目的のためにパートナーシップ財産の共同所有権を保有し、利益および損失も共有する事業体となる。しかし、コモンロー裁判所では、不動産の共同所有者それぞれに共通財産の不可分持分を個々に使うことを可能とし、またパートナーシップ上の権利についても個々のパートナーの権利を拡張する方向にあった。集合体理論は、パートナーシップの集合的な権利よりはむしろそれぞれのパートナーの個々の権利が強調されてしまうため、事業目的に利用する場合には不都合な点が多かった。

これに対して事業体理論によれば、パートナーシップとパートナーらを分離しかつ別個のもとして、パートナーシップはパートナーシップ自身の財産を所有し、義務を負うことのできる独立した法的主体となる。ビジネス環境に適したパートナーシップの需要が高まるにつれ、パートナーシップ法の焦点を集合体理論から事業体理論へとシフトすることが必要となっていたのである。

---

<sup>15</sup> 連邦最高裁判所においても、パートナーシップは計算および申告においては事業体(entity)であるが、持分に応じた各パートナーへの納税義務の帰属においては導管であると判示されている(U.S.v. Basye, 410 US 441, 448 n.8 (1973))。なお、パートナーシップ課税については、高橋祐介『アメリカ・パートナーシップ所得課税の構造と問題』(清文社, 2008年)がある。

<sup>16</sup> See CALLISON & SULLIVAN, *supra* note 13, at 43-48.

そこで以下では、パートナーシップの統一法制定から今日までの法制度改正の流れを概観する。

## (2) 統一パートナーシップ法 (UPA)

### ① 草案から創設

コモンローの下では集合体理論の性質を色濃く有していたパートナーシップだったが、1902年にパートナーシップについての統一法の草案委員会が開かれた当初は、パートナーシップをパートナーらとは別個の法的主体であるとする事業体理論を基盤とする統一法の作成が進められた。しかし、草案委員会での事業体・集合体理論をめぐる論争は長期間にわたり、統一州法委員会からは初期に行った事業体理論をベースとする統一法の草案作成の指示を無視するよう指導が入るなど、事態は混迷を極めていた<sup>17</sup>。

集合体理論と事業体理論のそれぞれを支持する草案委員たちが議論した結果、草案委員会においては、原則として集合理論の立場を採用し、多くの個別規定で事業体理論を採用するという、集合体理論と事業体理論の折衷案を採用したUPA草案が作成された。具体的には、パートナーシップの性質はメンバーの集合体であるというコモンローの集合体理論を採用する一方、財産保有についてはパートナーらが共同所有権 (co-tenants) を有するというコモンローの概念は排除され、パートナーらが「パートナーシップにおいて共同に所有する (tenancy in partnership)」という形式が用いられた。これを受けて、1914年に統一州法委員全国会議 (the National Conference of Commissioners on Uniform State Laws ; NCCUSL) が、初の統一法となる統一パートナーシップ法 (The Uniform Partnership Act ;

---

<sup>17</sup> 初回の草案委員会議長である Dean Ames 氏は事業体理論をベースとした統一法草案を2案作成していたが、1909年に交代した Dean Lewis 氏は事業体理論、集合体理論をベースとした統一法の草案をそれぞれ作成した。パートナーシップ法の変遷については、CALLISON & SULLIVAN, *supra* note 13, § 3 を参照。

UPA) を創設した。UPA ではパートナーシップについて、「営利を目的とする事業の共同所有者 (co-owners) として事業を遂行する 2 人以上のものから構成される団体 (association)」と定義され<sup>18</sup>、1986 年までにルイジアナ州を除く全州でそのままの形で採用されることとなった<sup>19</sup>。

このように UPA が集合体理論と事業体理論の折衷的性質を有していることから、パートナーシップにおけるパートナーの財産権については、統一的な規定を設けることは難しかった。そのため UPA では、パートナーの財産権を、①特定のパートナーシップ財産に対する権利、②パートナーシップにおける権利 (interest)、③経営に参加する権利の 3 つに分類することによって、パートナーシップ財産に対する問題の解消を図っている(同 24 条)<sup>20</sup>。①の権利については、UPA が原則として採用している集合体理論の性質を有しており、パートナーは自身の固有の財産を所有することはできないため、特定のパートナーシップ財産についてはパートナーシップにおける権利者 (tenancy in partnership) として共同保有する権利と定められ、原則として個人に係る所有権に関する権利を無効とした<sup>21</sup> (同 25 条 (1))。これにより、コーポレーションが事業体として財産の所有権を有しているのに対し、パートナーは共同所有者としてパートナーシップ財産を所有することとなる。具体的にみると、パートナーはパートナーシップ事業目的以外でパートナーシップ財産を保有できず、パートナーシップ財産を譲渡することもできない(同条 (2) (a) (b))。また、パートナーのパー

---

<sup>18</sup> UPA6 条 (1)。

<sup>19</sup> パートナーシップは各州法に基づいて組成されるが、統一法を基盤として各州によって若干の修正を加えて州パートナーシップ法として制定することが多い。統一法と模範法については、大杉謙一「米国におけるリミテッド・ライアビリティ・カンパニー (LLC) およびリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ (LLP) について—閉鎖会社立法への一提言—」金融研究 20 巻 1 号 167 頁。

<sup>20</sup> CALLISON & SULLIVAN, *supra* note 13, § 7.

<sup>21</sup> JONATHAN R. MACEY & DOUGLAS K. MOLL, *THE LAW OF BUSINESS ORGANIZATIONS: CASES, MATERIALS, AND PROBLEMS* (American Casebook Series) 91 (14th ed., 2020).

トナーシップ財産に係る権利は、当該パートナーに対する差押えや強制執行の請求対象とはならない（同条（2）（c））。さらに、パートナーが死亡した場合には、当該パートナーに帰属していたパートナーシップ財産に係る権利は、他の生存パートナーに付与され、当該権利は相続請求対象財産には含まれない（同条（2）（d）（e））。

次に、②の権利については、利益および剰余金の持分（受益権）とされ、パートナーの独立した財産（separate property）として譲渡することが可能であるが、③の経営権は自由に譲渡することはできない（同26条、27条（1））。

このように、原則としては集合体理論を採用しているUPAではあるが、パートナーシップを財産所有者として規定する条文も存在していることから<sup>22</sup>、実務ではパートナーシップ財産について事業体アプローチを適用されている一方で、Birch判決など判例においては集合体理論の性質に基づき判断されていた<sup>23</sup>。

## ② Fairway 判決

UPAが制定されたことで、パートナーシップにおける集合体理論と事業体理論という2つの原則による論争は決着をみたかと思われた。しかし、UPAの各条項を精査すると、パートナーシップ自身での財産保有が可能なことや、パートナーシップ財産をパートナーらが保有し使用する個々の権利を有していないことなど、事業体理論の特性を持ち合わせた条項がい

---

<sup>22</sup> コモンロー上はパートナーシップ名義での不動産登記は集合体理論の性質から困難であると考えられていたため、UPA8条（3）、10条（1）においてパートナーシップの名義のみで不動産登記ができる旨規定され、UPA8条はRUPA203条、204条に、UPA10条はRUPA302条においてさらに詳細に定められている。J. DENNIS HYNES & MARK J. LOEWENSTEIN, AGENCY, PARTNERSHIP, AND THE LLC IN A NUTSHELL 244（7th ed., 2020）。

<sup>23</sup> State v. Birch, 36 Wash.App.405, 675 P2d 246（Div. 3 1984）。パートナーとパートナーシップ財産の関係について、法的には自分で自分の財産を横領することはできないことから、パートナーシップ財産の横領でパートナーを訴えることはできないと判断された事案。

くつも存在する。そのため、UPAの制定によってパートナーシップの統一法はできたものの、UPAをモデル法として創設したパートナーシップの性質については統一の見解が成立していなかった。

また、UPAの大部分が集合体理論に基づくことから、同理論を採用したパートナーシップの事業運営上の不都合も浮かび上がった。UPAでは、パートナーシップの継続についてはパートナーの集合体が厳密に維持し続ける場合にのみ、事業体として継続するとされていたため、パートナーの変更（加入、死亡含む）はパートナーシップの解散事由となると定められていた<sup>24</sup>。そのため、一部のパートナーが脱退した後も残りのパートナーが事業を継続したい場合には、新たにパートナーシップを組成しなければならなかったのである<sup>25</sup>。

このパートナーシップの性質について衝撃を与えた事案がFairway判決<sup>26</sup>である。同判決では、不動産事業を行っていたパートナーシップについて、パートナーの交代によって新たなパートナーシップが成立したため、従来の権限保険（title insurance）ポリシーは新たなパートナーシップには適用されないと判示された。このFairway判決に対しては、パートナーシップが解散した場合には、未履行の契約に対する補償が確保されないというリスクを常に生じさせるとして、集合体理論の厳格な適用が問題視された。現実的には、パートナーシップの解散が契約破棄につながるケースは稀であるうえ、解散と契約破棄が直結するわけではないが、理論的には同判決によってUPAに基づいて組成されたパートナーシップによって大規模事業を安定的に行うことの困難性が明らかになり、UPAの根本的な改定が求められることとなった。

---

<sup>24</sup> UPA29条、31条。

<sup>25</sup> UPA15条に定めるパートナーシップに対する各パートナーの個人的な債務について、集合体理論を採用した事例として、Mazzuchelli v. Silberberg, 29 N.J. 15, 148 A.2d 8 (1959)。

<sup>26</sup> Fairway Development Co. v. Title Insurance Co., 621 F. Supp. 120 [N. D. Ohio 1985].

### (3) 改定統一パートナーシップ法 (RUPA)

Fairway 判決をうけて、UPA をモデル法とするパートナーシップでの事業継続性を強固にするため、パートナーシップの性質として事業体理論の採用を求める動きが強まった。当初 NCCUSL は UPA の一部改正によってこの問題を解決しようとしたが、これに対してアメリカ法曹協会 (American Bar Association ; ABA) から UPA の大幅改正の必要性を指摘する詳細なレポートが公表された<sup>27</sup>。これをうけて 1988 年に草案会議が開かれ、UPA の改定版である改定統一パートナーシップ法 (The Revised Uniform Partnership Act ; RUPA) が制定され、同法において事業体理論が採用されることとなった<sup>28</sup>。

RUPA におけるパートナーシップの形式は UPA の趣旨と変わらないが<sup>29</sup>、特筆すべき変更点が 2 つある。まず、RUPA201 条 (a) に「パートナーシップはパートナーと別個の事業体である」と定められており、パートナーシップの事業体としての性質を明記することによって集合体理論からの性質変更を明白なものとしている点である<sup>30</sup>。これによって、RUPA の下では単なる構成員の変更では新たなパートナーシップは誕生しないこととなり、Fairway 判決のようなケースを防ぐことができる<sup>31</sup>。さらに、パートナー

---

<sup>27</sup> ABA, *UPA Revision Subcommittee of the Committee on Partnerships and Unincorporated Business Organizations*, 43(1) : 121-84 (Nov. 1987).

<sup>28</sup> UPA の改定自体は 1992 年に行われたが、その翌年には ABA を中心とした法曹団体からの提案を受け入れる形で大幅な修正を加え、1994 年の改定によって“RUPA”の形となっている。本稿で RUPA とは、特に言及がない限り 1997 年法を意味するものとする。

<sup>29</sup> RUPA202 条 (c) では、① 共同所有の形式、② 総収益の分配だけではパートナーシップは形成されないこと、③ 事業利益の分配を受けるものはパートナーとみなされる、というパートナーシップの形式について定めている。同条は、UPA6 条、7 条を結合させたものであり、実質的な変更を意図したものではない。(RUPA202Comment)

<sup>30</sup> なお、会社法ではこの条文をもってパートナーシップに法人格を与えていると解されている。大杉謙一「法人 (団体) の立法のあり方について・覚書——米国におけるリミテッド・ライアビリティー・パートナーシップ (LLP)、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー (LLC) の法制定に見る州際競争のダイナミズムを参考に——」日本銀行金融研究所 No. 2000-J-7, 13 頁。

<sup>31</sup> Fairway 判決については RUPA201 条の Comment において言及されている。

シップによって稼得された財産はパートナー個人に帰属するのではなく、パートナーシップの財産であることや（同 203 条）、「パートナーはパートナーシップ財産の共同所有者ではなく、譲渡できるパートナーシップ財産における持分（interest）を有していない」（同 501 条）と定められている。

2 つ目の大きな変更点として、RUPA では上述した事業体の性質変更に伴って、メンバーの脱退（dissociation）という概念が設けられた。UPA ではパートナーシップの解散（dissolution）については定められていたが、メンバーの変更によってパートナーシップが解散するため、メンバーの脱退についての規定は不要であった。これに対して RUPA では 6 章でパートナーの脱退について定め、7 章ではパートナーシップの解散を伴わない脱退について、8 章では解散をもたらす脱退についてそれぞれ定めている。

このように、パートナーシップを用いた事業の継続性を高めた RUPA は、デラウェア州やワシントン州を含む 40 州が UPA から移行して採用しているが、UPA に比べて改正を加えている州が多いことから、パートナーシップ法の統一性は低下した<sup>32</sup>。

#### （4）統一リミテッド・ライアビリティ・カンパニー法

RUPA によって、パートナーシップは個人の集合体から独立した法的主体へと変遷を遂げたが、同法はパートナーシップ（GPS および LPS）だけではなく LLC にも影響を与えている。それが RUPA にならって制定された統一リミテッド・ライアビリティ・カンパニー法（Uniform Limited Liability Company Act ; ULLCA）である。そこで以下では、パートナーシップ法に関連する事業体として LLC についても触れておきたい。

事業体の性質について詳細は後述するが、LLC はパートナーシップとは異なりすべてのメンバーが有限責任である事業体で、内部関係について

---

<sup>32</sup> MACEY & MOLL, *supra* note 21, at 33.

RUPA はその後も改定を続けており、2013 年修正版では Harmonization of Business Entity Acts をうけて UPA との文言の調整を行っている。

も契約自由が認められており<sup>33</sup>、さらには税制上もチェック・ザ・ボックス規則の適用対象となっている。つまり、LLCのメンバーは個人的責任を追及されることのない株主のような存在であり、さらにはコーポレーションよりも自由性が高く、かつ二重課税の回避という税制上のメリットも受けることができるため、コーポレーションとパートナーシップの属性を併せ持つ事業体なのである<sup>34</sup>。

LLCに関する法制度については、1977年にワイオミング州で初のLLC州法が制定され、1982年にフロリダ州が追随するが、その後は1990年まで他の州がLLC法を制定することはなかった。これには、ワイオミング州に基づいて組成されたLLCの性質がコーポレーションに近かったことから、内国歳入庁(Internal Revenue Service ; IRS)がLLCをコーポレーションとして課税したこと、さらにはLLC法の形式および内容が各州によって異なりメンバーの有限責任性が確保されなかったことも影響している<sup>35</sup>。

しかし、1988年のキントナー規則をうけてIRSがLLCをパートナーシップとして課税すると方針を転換したため、各州でLLCの需要が高まった。これを受けてNCCUSLは1992年に統一法草案を作成し、1994年にULLCAが承認され、翌年の1995年に公表された。1996年にはチェック・ザ・ボックス規則に伴う修正が加えられ、さらに2006年に改正を重ねていることから、本稿ではULLCA2006を中心にLLCの性質を検討する<sup>36</sup>。ULLCAおよび各州のLLC法の特徴としてはデフォルトルールが多く、強

---

<sup>33</sup> 州LLC法には「業務契約で別段の定めをなすことができる」という文言が多くあり、自由な内部関係を構築することが可能となっている。

<sup>34</sup> 2019年にデラウェア州で新たに組成された事業体のうち、70%以上がLLCである。(図表1参照)

<sup>35</sup> 当時、NCCUSLがパートナーシップの統一法改定に力をいれていたため、LLCの統一法が作成されるまでに多くの州が独自にLLC法を制定していた。

<sup>36</sup> ULLCAの採用州が少ない理由としては、1992年にABAが模範法として最初のLLC法を制定しており、同法に基づいて各州で既にLLC法を制定していたことをあげることができる。



行規定については ULLCA110 条 (c) に定められている。この強行規定は RUPA を模範としていることから、LLC における経営の柔軟性や経営そして資本構成などの性質はパートナーシップに類似している。

### 3. 事業体の属性

#### (1) ジェネラル・パートナーシップ

事業体の原型であるジェネラル・パートナーシップ (General Partnership ; GPS) は、営利を目的とする事業の共同所有者として事業を遂行する 2 人以上の者から構成される団体であり<sup>37</sup>、当該事業には小規模事業が想定されている。その性質から設立要件として行政機関への届出を必要とせず、パートナーの黙示の合意によって成立するという点では、日本の組合と同様である。州によっては、GPS の名称および住所、代理人の氏名および住所を登録することも可能であるが、これは後述する LPS および LLC の設立要件とは異なる性質のものである<sup>38</sup>。一方で、設立の届出を要件としない (パートナーらの組成意思を要件としない) ことから成立の有無が問題となることがあるが、その際には GPS を示す証拠の存在および、利益・損失分配からの推定によって GPS の成立が判断される<sup>39</sup>。

GPS の準拠法は、主たる営業所の所在地の州法となり、パートナーは無限責任を負うため、GPS が損失をおった場合にはパートナーが追加出資によってその損失を補填しなければならない<sup>40</sup>。一方で、GPS の定義である 2 人以上の「人 (persons)」は自然人だけではなくパートナーシップやコーポレーションも含まれるため、LPS 最高裁判決の事案のようにジェ

---

<sup>37</sup> UPA6 条, RUPA101 条 (6)。パートナーシップの形式については RUPA202 条。

<sup>38</sup> RUPA105 条。

<sup>39</sup> Hynansky v. Vietri, 2003 WL 21976031 (Del. Ch.2003), Bailey v. Broder, 1998 WL 13827 (S.D.N.Y.).

<sup>40</sup> UPA18 条, RUPA401 条。各パートナーは GPS の損失を参加割合に応じて出資する義務を負う。

ネラル・パートナーに LLC 等の有限責任である事業体を据えることで実質的には無限責任を回避することが可能となる。

パートナーシップ財産に対するパートナーの財産権については、UPA で上述したように利益および剰余金の持分（受益権）については譲渡可能であるが、経営権については譲渡することはできない。

## (2) リミテッド・パートナーシップ

アメリカで初の LPS 法は 1822 年にニューヨーク州で制定され、他の州もこれに続いたが、1916 年に統一リミテッド・パートナーシップ法（The Uniform Limited Partnership Act ; ULPA）が UPA と同じ NCCUSL の委員会で採択され、一時ルイジアナ州以外の全州で同法が採用された<sup>41</sup>。その後、さらに LPS の柔軟性を高め、リミテッド・パートナーのセーフハーバー規定を加えてそのリスクを軽減した改定統一リミテッド・パートナーシップ法（Revised Uniform Limited Partnership Act ; RULPA）が 1976 年に ULPA の改定という形式で採択され、ほぼすべての州がこれを採用した。これまでの統一法は、UPA を起点としてそれぞれ前法の改正という形で制定されており、「本法に規定のない場合には UPA の定めによるものとする。」（RULPA1105 条）として UPA との関連性を有していたが、2001 年の Re-RULPA は RUPA の規定の多くを引き継いでいるものの、リミテッド・パートナーの有限責任性が否定されないよう、RULPA とは準用関係にない（de-links）ことを明記している。そこで本稿では、LPS について Re-RULPA を中心に検討していく。

LPS は、2 人以上のパートナー（1 人以上のジェネラル・パートナーと 1 人以上のリミテッド・パートナー）を有するパートナーシップであり（Re-RULPA102 条（11））、「パートナーから独立した事業体である」と定

---

<sup>41</sup> HYNES & LOEWENSTEIN, *supra* note 22, at 327. ULPA では、LPS を設立するために州に提出しなければならない証明書など、それまで州法で求められていた厳格で細かい形式要件に柔軟性をもたせた。

められている (Re-RULPA104 条 (a), entity 規定)<sup>42</sup>。その設立には州の行政機関への書面提出が必要となり、その設立の届出が行われた州の州法が準拠法となる (Re-RULPA201 条)。リミテッド・パートナーは経営に携わる権利を有していないため、業務執行を行った場合にはジェネラル・パートナーとしての責任を負うこととなっており、リミテッド・パートナーの無限責任を認める判決が相次いだ。そのためリミテッド・パートナーの有限責任性が不確実とされていたが、上記の通り統一法の改正によってその有限責任性が確保されるようになった。

また、パートナーの持分 (ownership interests) 譲渡については、GPS と同様に受益権については譲渡可能であるが、経営権を譲渡することはできない (Re-RULPA701 条, 702 条)。パートナーシップ持分の譲受人は、① 譲渡人が、パートナーシップ契約に記載されている権限に従って譲受人に当該権利を付与する場合、または② 他のすべてのパートナーが同意する場合には、リミテッド・パートナーとなる権利を有する (Re-RULPA401 条)。

### (3) リミテッド・ライアビリティ・カンパニー

LLC は、その統一法である ULLCA において「メンバーと独立した事業体」と定められ、営利目的でなくとも設立が認められる旨が規定されている<sup>43</sup>。その設立には、1人以上のメンバーが必要で、メンバーには自然人だけでなく、コーポレーションや GPS および LPS などの事業体も含まれ

---

<sup>42</sup> RULPA106 条に対して Re-RULPA104 条 (b) では設立目的に制限を設けていないが、他の条文が営利目的 (profit-making purpose) を前提に定められているため、営利目的外で LPS を組成したい場合にはデフォルトルールに注意すべきとされる。(Re-RULPA104 (b) Comment)

<sup>43</sup> ULLCA104 条 (a) (b)。LPS の場合は「営利を目的とする」という文言が削除されたことから、営利目的にかかわらず設立が認められると解釈されるが、LLC の場合はその目的について、「営利目的か否かにかかわらず (regardless of whether for profit)」と明記されている。このほかにもパートナーシップと LLC の忠実義務の違いなどについては、カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』(有斐閣, 2009年) 43頁。

る。設立には LPS と同様に行政機関への届出が要件となっており、発起人 (organizer) が州の州務長官に設立定款 (article of organization) を提出しなければならない。定款記載事項は州によって異なるが、一般的には ① LLC の名称, ② 事務所の住所, ③ 設立期間<sup>44</sup>, ④ 訴訟代理人の氏名および住所, ⑤ 経営者の氏名と住所, ⑥ 経営, 財務, メンバー加入についての関連情報などの項目が必要とされる<sup>45</sup>。

また, LLC の経営形態は, ① パートナースhip 同様に出资日期であるメンバーが平等に所有と経営を担う member-managed LLC と, ② メンバーの過半数により選任された特定の経営者が経営を行う manager-managed LLC<sup>46</sup> の 2 つに分類され, 州によって規定は異なるがコロラド州では経営者を定めることが求められている。経営者はジェネラル・パートナーと同様に, LLC に係わる完全な代理権を有しており, 第三者に対しては経営者の行為が LLC を拘束する。一方で, メンバーが経営を行う場合, 当該メンバーは LLC の代理人として行為することができ, 第三者に対して LLC はその行為に拘束される。

また, LLC は原則として業務契約 (operating agreement, Regulations) を締結し, これによって内部業務を統括し, LLC の経営, メンバーおよび経営者の権利義務, 損益分配, 出資金, 配当, 代理権など詳細に定めている。業務契約の形式は州法によって異なり, コロラド州やカンザス州等は書面によるものと定められているが, 州によっては口頭でも契約が有効に成立する。なお, power 規定に定める権能や代理人の登録手続きの変更,

---

<sup>44</sup> コロラド州, フロリダ州, カンザス州, ワイオミング州では存続期間の上限を 30 年と制限している。CALLISON & SULLIVAN, *supra* note 13, at 774.

<sup>45</sup> *Id.* LLC はその名称に Limited liability Company であることを示す必要があるが, その標記は州によって異なっており, ワイオミング州の Ltd. Liability Company や, コロラド州の Ltd. Liability Co. などがある。また, ULLCA201 条 (a) では定款に 1 人以上のメンバーがいれば足りるとするが, 1 人 (single-member) LLC が連邦税において法人課税を選択しない場合には, “disregarded entity” とみなされ, パートナースhip 課税が認められない場合がある。

<sup>46</sup> 基本定款に記載する必要がある (ULLCA102 条 (10), 407 条 (a))

忠実義務および注意義務の軽減または排除など、ULLCA110条(c)(d)に列挙されている項目については、業務契約によって変更することはできない<sup>47</sup>。

LLCのメンバーは、パートナーシップと異なりいずれも有限責任となっている。有限責任を超える部分についてはLLCの債権者が負担するため、メンバーおよび経営者は債権者に直接の責任を負うことはない。このことから、メンバーへの分配については債権者を害するものではあってはならず、債権者保護のための分配規制は業務契約によって変更することはできない<sup>48</sup>。また、LLCにおいても、メンバーの脱退は解散事由にならず、課税についてはチェック・ザ・ボックス規則が適用される。

LLCにおける持分は、① 受益権および損益分配権および、② 経営権を有しているメンバーに付与される。持分の譲渡については、パートナーシップ同様に、財産権に係る譲渡規定は存在するが、経営権は区別されている。経営権の譲渡については、譲渡しない他のすべてのメンバーの同意がある場合のみ譲受人がメンバーの経営権を取得できることを明記されていることが一般的である。したがって、LLCメンバーは自由にすべての持分を譲渡することはできないが、この譲渡制限規定はデフォルトルールであるため、変更することが可能である<sup>49</sup>。

図表2；事業体の entity 規定、power 規定の有無（筆者作成）

	GPS (RUPA)	LPS (Re-RULPA)	LLC (ULLCA)
entity 規定	201 条	104 条 (a)	104 条 (a)
power 規定	×	105 条	105 条

<sup>47</sup> ULLCA110条(c)では強行規定を列挙しているが、(d)には409条(b)に定める忠実義務のように、「明白に不合理でないかぎり」という制限つきで変更を可能とする項目があるため、同条すべてが強行規定というわけではない。

<sup>48</sup> ULLCA110条(d)(1)(B)、大杉・前掲注19)177頁。

<sup>49</sup> MACEY & MOLL, *supra* note 21, at 1003.

#### 4. 事業体の「法人」基準

##### (1) コーポレーションとその他の事業体（パートナーシップ、LLC）の区別

###### ① アメリカにおけるパートナーシップ課税

上述した GPS, LPS, LLC をはじめとして、アメリカではコーポレーション以外の様々な事業体が発展しており、各事業体の性質を定める統一法および州法も改正を重ねている。これらの事業体の発展、特に事業体の性質決定においては、税制が大きな影響を与えていた。

パートナーシップに対する課税制度は 1954 年に内国歳入法（Internal Revenue Code ; IRC）Subchapter K によって立法化され、そこではパートナーシップを導管（conduits）と位置付けており、パートナーシップの所得はパートナーに帰属するものとされた<sup>50</sup>。パートナーシップへの課税の複雑性は、連邦上院財政委員会においても認識されており、パートナーらが課税上の確実性をもってパートナーシップの設立、運営、解散をできない現状を解消するために、パートナーシップ課税の明確化が必要であると報告されていた<sup>51</sup>。

アメリカのパートナーシップ課税が注目される背景には、経営においてタックス・プランニングが重視されていることや、1987 年から個人所得税の最高税率が法人税の最高税率より低くなり、所得税と法人税の最高税率が逆転したことが影響している。さらに、アメリカの課税制度では法人から個人への分配がなされる場合には、法人レベルと個人レベルの二重課税が行われることも加わり、個人課税の対象になる事業体が注目されたこ

---

<sup>50</sup> 1954 年 IRC のパートナーシップ課税については、水野忠恒「アメリカにおける中小企業課税」日税研論集 4 号 138 頁。

<sup>51</sup> S.Rep. No. 1622, 83d Cong., 2d Sess. 89 (1954).  
パートナーシップ課税制度の主たる立法目的は、「簡素、柔軟性、パートナー間の公平性」とされる。水野忠恒「パートナーシップ課税とパス・スルー方式—アメリカ法を中心にして—」日税研論集 44 巻 56 号 7 頁。

とから、パートナーシップの需要が高まっていったのである。このようにアメリカの事業体は、法人税と所得税の最高税率や二重課税の回避など、課税上の扱いの影響をうけて発展したことがわかる<sup>52</sup>。

そこで以下では、各事業体の租税法上の性質決定をどのような基準に則って確定させるのかについて、コーポレーションと各事業体の比較、および、各事業体が発展した契機となった代表的判決を中心に考察する。

## ② コーポレーション類似性基準

パートナーシップを用いて事業を行う場合には、州法に基づいて設立した事業体の形式と IRC における事業体区分との一致が重要となる。上述してきたように各事業体は州法に基づいて設立されるため、事業体区分の基盤となる事業体の法的性質において州法は重要な役割を占めているが、連邦税における事業体区分の決定は IRC によって定められる<sup>53</sup>。

そこで事業体についての規定をみると、パートナーシップについては IRC において「シンジケート、グループ、プール、ジョイント・ベンチャー、その他のコーポレーション以外の事業体」とされ<sup>54</sup>、財務省規則では「2人以上で構成されるコーポレーション以外の事業体 (business entity)」と定められている<sup>55</sup>。コーポレーション以外の法人格のない事業体 (unincorporated organization) はパートナーシップとされているが、コーポレーションについては「州法や連邦法に基づいてコーポレーションとして設立されたあらゆる事業体」<sup>56</sup>とされていることから、パートナーシップとコーポ

---

<sup>52</sup> パートナーシップ課税に係わる判例の動向については、佐藤英明「アメリカ連邦所得税における『パートナーシップ』の範囲に関する問題点」日税研論集 44 巻 56 号 33 頁、企業形態と納税者については、占部裕典「企業課税における法人概念 (一)」民商法雑誌 95 巻 2 号 232 頁。

<sup>53</sup> Tre Reg § 301.7701-1. MARTIN MCMAHON ET AL., FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATIONS 20 (4th ed. 2014).

<sup>54</sup> IRC § 761 (a).

<sup>55</sup> Reg. § 301.7701-2 (c) (1).

<sup>56</sup> MCMAHON ET AL., *supra* note 53, at 19. Tre Reg § 301.7701-2 (b).

レーションの線引きは明確であるとはいえないだろう。それゆえ、ある事業体が州法上はパートナーシップとして組成されていたとしても、IRC上もパートナーシップとして扱うか否かが問題となり、特にLPSはコーポレーションに近い性質を有していることから、当該事業体がコーポレーション（法人）として課税されてしまうと、利益分配時にもパートナーらに課税されることになり、さらにパートナーらへの損失の分配もなされなくなってしまう。

課税上の扱いが大きく異なるパートナーシップとコーポレーションの区別については、パートナーシップの定義が曖昧であること、また、コーポレーションについても法人課税の対象を「すべてのコーポレーション (every corporation) の課税所得」<sup>57</sup>と定めるのみで、その具体的な性質には触れられていないことから、これらの条文による事業体区分は難しいといえよう。従来からこの事業体の線引きは曖昧であったため、事業体の租税法上の区分をめぐる争われた事案は多くあるが、その中でも信託の事業体区分が争われた *Morrissey* 判決<sup>58</sup>では、1つの基準が示された。

同判決では、団体該当性を判断するにあたって、コーポレーションとの類似的性質として、i 事業体の権限 (title) 保有、ii 経営管理の集中、iii 事業の継続性、iv 構成員の有限責任、v 持分の自由譲渡性を、その基準に採用した。同判決でのコーポレーション類似性基準 (corporate resemblance test) は、事業体の区分を行う際の基準としてコーポレーションを構成する要素との比較を行うもので、事業体の性質がコーポレーションと同一である必要はなく、あくまでも類似していることを要件としたものである。このコーポレーション類似性基準は、これまでのオペレーションテ

---

<sup>57</sup> IRC § 11 (a).

<sup>58</sup> *Morrissey v. Commissioner of Internal Revenue*, 296 U.S. 344 (1931).  
同判決については、佐藤英明「事業信託と法人の分類基準 (上) —アメリカ法研究ノート—」*ジュリスト* 998号 114頁、占部・前掲注52) 244頁。



ストをより具体化しており、その後の Pelton 判決<sup>59</sup>等においても採用された。

しかし、Morrissey 判決では、法人課税の対象となるにはコーポレーション類似要素をすべてみたす必要があるのか、各要素間に主要的性質や補足的性質などの関係性はあるのかなど、同基準の具体的適用について判示されなかったため、その適用の仕方に統一性が確保されていない面もあった<sup>60</sup>。

### ③ キントナー規則

Morrissey 判決の係争当時は、法人税の高税率化や、所得税と法人税の二重課税を回避するために、納税者が所得税の課税対象となる事業体設立を求める傾向にあったが、その後所得税の税率が上昇し、法人税の優遇措置が注目されていった。これに伴い、それまで所得税の対象となることを求めている納税者の動向が変化し、法人税の課税選択へと移行したのである<sup>61</sup>。その中で、Morrissey 判決とは反対に納税者が団体を法人として扱われることを求めた Kintner 判決<sup>62</sup>では、Morrissey 判決のコーポレーション類似基準を適用し、控訴審でもコーポレーションとの類似性が認められれば州法上コーポレーションの設立が禁止されていても、IRC 上は団体となると判断された。

この Kintner 判決をうけて、IRS はコーポレーション類似性基準を 1960 年に財務省規則として規定した。同規則では、i 団体性、ii 事業・営利目的、iii 事業の継続性、iv 経営管理の集中、v 構成員の有限責任、vi 持分

---

<sup>59</sup> Pelton v. Commissioner of Internal Revenue, 82 F.2d.473 (7<sup>th</sup> Cir. 1936).

<sup>60</sup> MainStreetBank 事件 (Collector of Internal Revenue v. Main Street Bank, 174 F.2d.425 (8<sup>th</sup> Cir. 1949) では、コーポレーション類似性基準のうち一つの要素が欠けていたからといって事業体の決定的な判断基準とはならないとして、同基準は採用されなかった。

<sup>61</sup> 佐藤・前掲注 52) 55 頁。

<sup>62</sup> United States of America v. Kintner, 216 F.2d 418 (9<sup>th</sup> Cir. 1954).

の譲渡性の6つの要件が掲げられ、このうち i, ii をみたすことを第一要件とし、さらに iii~vi の要素を3つ以上有している場合には法人課税の対象となると定められた<sup>63</sup>。このキントナー規則は、統一法（UPA および ULPA）とも関連付けられており、統一法を採用している州法に基づいて設立された事業体の場合には、キントナー規則の下でもパートナーシップに該当するようになっていた<sup>64</sup>。

なお、IRS は当初これらの主な特性に加えて、その他の要素もコーポレーションと団体、パートナーシップ、信託との区別になり得るとしていたが、これに対しては裁判所が上記4つ（iii~vi）のコーポレーション類似性要素による判断基準を支持し<sup>65</sup>、さらに事業体を判断するうえで4要素に優劣はなくそれぞれ等しく考慮すべきであると判示した<sup>66</sup>。

図表3：各統一法に基づいた事業体とコーポレーションとの性質比較（筆者作成）

	Corporation	GPS (UPA)	LPS (Re-RULPA)	LLC (ULLCA)
事業継続性	○	×	×	×
経営管理の集中	○	×	○	○
構成員の 有限責任性	○	×	△ (GP×LP ○)	○
持分の譲渡性	○	受益権 ○ 経営権 ×	受益権 ○ 経営権 ×	受益権 ○ 経営権 ×

<sup>63</sup> Reg. § 301.7701-2 (a) (1). i 団体性, ii 事業・営利目的性は、コーポレーションとパートナーシップに共通しているため、税制上両者を区別する特質としての要件性はないが、判断の対象となる事業体としての前提条件となる性質であるとの解釈もできる。CALLISON & SULLIVAN, *supra* note 13, at 64.

<sup>64</sup> キントナー判決およびキントナー規則の詳細については、佐藤・前掲注 52) 55 頁。

<sup>65</sup> Zuckman v. United States, 524 F.2d 729, 733 (Ct. Cl. 1975).

<sup>66</sup> Phillip G. Larson v. Commissioner of Internal Revenue, 66 T.C. 159, 1976 WL 3593 (1976). CALLISON & SULLIVAN, *supra* note 13, at 63.

④ チェック・ザ・ボックス規制

キントナー規則によって事業体区分は決着したかと思われたが、各事業体にはそれぞれ統一法こそあるものの、州におけるその採用は義務ではない。うえ、統一法を採用していた場合であっても事業体と構成員との関係のほとんどは業務契約によって変更することが可能であるため、キントナー規則で掲げた類似性要素について、事業体の設立州法のみで法人かパートナーシップかを判断することは困難であった。このような背景による事業体の複雑化に伴って、IRS では 1982 年から連邦所得税法における事業体区分についての研究に着手した。特に、有限責任性に焦点を当てた事業体の性質決定を 1988 年に完成させ、同時にワイオミング州の LLC を連邦租税法上パートナーシップに区分する通達 (88-76) も公表し、これによって LLC の需要も高まっていった<sup>67</sup>。

パートナーシップだけではなく LLC も事業体判定に加わったことで、IRS の事業体判断に必要な事務負担は多大なものとなっていった。その結果として、まず 1995 年に団体性や事業目的等の要件をみたく事業体につき、納税者による法人課税とパートナーシップ課税の選択を認める通達を公表し<sup>68</sup>、翌年の 1996 年にはキントナー規則を全面改正し今日のチェック・ザ・ボックス規則 (check the box regulation) へと移行したのである<sup>69</sup>。

1997 年に施行された同規則は、キントナー規則の下で法人課税とされていた事業体であっても納税者にパートナーシップ課税を認め、その適用にあたっては、i 当該事業体が所有者 (owners) から独立した事業体であること、ii 州法でコーポレーションに該当しない事業体であること、iii 2 人以上の構成員によって構成される事業体であることが要件となる。独立した事業体であれば、1 人 LLC (メンバーが 1 人の LLC) の場合であって

---

<sup>67</sup> Revenue Ruling 88-76, 1988-2 C.B. 360. Study Project LR-298-82. CALLISON & SULLIVAN, *supra* note 13, at 777.

<sup>68</sup> Notice 95-14.

<sup>69</sup> Reg. § 301.7701-1~301.7701-3.

も適用の対象となるが、法人課税を選択しない限り当該 LLC は独立した事業体とみなされない。したがって、1人 LLC が法人課税を選択しない場合には自営業者とみなされ、法人課税を選択した場合には法人格のない事業体 (unincorporated division) とみなされる<sup>70</sup>。チェック・ザ・ボックス規則は事業体そのものだけでなく、事業計画にも大きな影響を与え、特に LLC については多くの州が解散および譲渡性に関する条項を排除し、ほとんどの規定をデフォルトルールとすることによって LLC の事業体としての柔軟性を高めることが可能になった<sup>71</sup>。

チェック・ザ・ボックス規則の導入により、事業体の性質決定を納税者に委ねることで IRS は長年の事業体判断に係る問題から解放されたが、これを事業体判断の放棄ととらえることもできる。この一連の流れは、事業体の性質決定の難しさを物語っているものといえよう<sup>72</sup>。

## (2) 権利義務帰属性

このように、アメリカでの事業体の性質判断については、Morrissey 判決からキントナー規則、チェック・ザ・ボックス規則まで 60 年以上をかけて現在の法整備に至っている。これは各事業体の実体と租税法上の法人認定の歴史ともいえるが、この流れを経て今日設立されたアメリカの事業体を日本の租税法上どのように判断するかについて、LPS 最高裁判決では具体的な判断方法が示された。そこで以下では、LPS 最高裁判決で採用された権利義務帰属性による判断方法について検討したい。

わが国の租税法では法人についての定義は存在せず、内国法人を「国内に本店又は主たる事務所を有する法人」と規定するのみであることから、租税法上の法人は民法からの借用概念とされている<sup>73</sup>。LPS 最高裁判決で

---

<sup>70</sup> HYNES & LOEWENSTEIN, *supra* note 22, at 355.

<sup>71</sup> *Id.* at 356.

<sup>72</sup> 増井良啓「投資ファンド税制の国際的側面」日税研論集 55 号 85 頁。

<sup>73</sup> 金子宏『租税法〔第 23 版〕』（弘文堂、2019 年）128 頁。

採用された権利義務帰属性による判断は、法人の一般原則を定めている民法において、権利義務の主体となりうる資格を権利能力とし、自然人以外で権利能力を有する主体を法人と定めていることに由来する。法人は法人格を有することによって構成員から独立し、法人の名において権利を取得し義務を負うこととされていることから、権利義務帰属性基準の根拠を導くことができよう<sup>74</sup>。法人格保有の効果としては、① 事業体名義で経済行為（契約締結）を行うこと、② 訴訟当事者となること、③ 事業体名義での不動産の登記、④ 事業体の債務の事業体自身への帰属をあげることができる<sup>75</sup>。

上述の通り、LPS 最高裁判決では判断方法 2 において、コーポレーションとの比較として「当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか」という権利義務帰属性基準を採用している。また、ニューヨーク州 LLC 判決<sup>76</sup>では、「英米法上において法人格を有する団体の要件には、(a) 訴訟当事者になること、(b) その名において財産を取得し処分すること、(c) その名において契約を締結することや、(d) 法人印 (corporate seal) を使用することなどが挙げられる。」と判示され、ニューヨーク州法が「LLC を構成員からは独立した法的主体 (separate legal entity) と位置付けている」ことから、当該 LLC は日本の租税法上の法人に該当すると判断されている。これらの基準では、事業体の構成員の有限責任には触れられていないことから、

<sup>74</sup> 四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂、2018年）95頁。民法において法人は「権利を有し、義務を負う。」(34条)と規定され、組合については「各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。」と定められていることから、構成員から独立した権利義務の帰属が法人の特質であることがわかる。

<sup>75</sup> 四宮＝能見・前掲注74) 96頁。義務の帰属によって、構成員の有限責任が生じるともいえるが、法人格のある事業体であっても無限責任である場合もあるため、ここでは有限責任と限定しない。(法人格と構成員の有限責任については、星野英一「いわゆる『権利能力なき社団』について」法学協会雑誌 84 卷 9 号 37 頁)

<sup>76</sup> さいたま地裁平成 19 年 5 月 16 日判決、訟月 54 卷 10 号 2537 頁。なお、同判決では LLC の個別財産について、LLC の構成員が一切の利益ないし権利を有しない点も考慮している。

権利義務帰属性基準はコーポレーション類似性基準よりも緩やかな基準であるといえることができるだろう<sup>77</sup>。

### (3) 性質決定へのアプローチ

#### ① 属性参照アプローチと条文参照アプローチ

ここでは事業体判断基準について、事業体へのアプローチという観点から検討したい<sup>78</sup>。

まず、アメリカの事業体判断基準として採用されていたキントナー規則では様々な要素を総合考慮し、コーポレーションとの類似性から事業体の属性を判断した。これは、事業体の設立州法に基づく設立の届出の有無等といった形式的な要件を判断基準とせず、実質主義によってコーポレーションの特徴を抽出し、その特徴の半分以上を有しているか否かによって当該事業体の属性を決定するという属性参照アプローチといえることができる。

次にわが国におけるアプローチをみると、LPS 最高裁判決の判断方法では権利義務帰属性が判断基準として採用されている。同判決の具体的な当てはめをみると、「独立した事業体 (separate legal entity)」（州 LPS 法 201 条 (b)）という条文の文言からは法人格を付与されているか否か（判断方法 1）、そして power 規定（州 LPS 法 106 条 (a), (b)）からは LPS の権利義務帰属性について判断されている（判断方法 2）。

さらに、LPS 最高裁判決と同様の判断方法を採用したワシントン州 LPS 判決では entity 規定（州 PS 法 50 条；an entity distinct from partners）（判断方法 1）、および州 LPS 法 60 条、70 条をあてはめている（判断方法 2）<sup>79</sup>。

---

<sup>77</sup> なお、LPS 最高裁判決の第 1 審（名古屋地裁平成 23 年 12 月 14 日判決、民集 69 卷 5 号 1297 頁）、原審（名古屋高裁平成 25 年 1 月 24 日判決、民集 69 卷 5 号 1462 頁）では、法人格の有無と損益帰属主体性を判断基準としていた。

<sup>78</sup> アメリカのパートナーシップとコーポレーションを比較するものとして、水野忠恒『所得税の制度と理論』（有斐閣、2006 年）403 頁。

<sup>79</sup> ワシントン州 LPS 判決については、前掲注 6)。なお、その後同様にワシント

このように、LPS 最高裁判決を踏襲するワシントン州 LPS 判決では権利義務帰属性を判断するにあたって、設立州法の条文を個別に参照し、当該事業体の性質を決定するという条文参照アプローチが採用されている。

## ② 条文参照アプローチの問題点

属性参照アプローチを採用していたアメリカでは、同アプローチによる事業体判断の困難性からチェック・ザ・ボックス規則を導入し、IRS による事業体判断を放棄したことは上述の通りである。そこでここでは、条文参照アプローチについて検討したい。

entity 規定は、パートナーシップについては RUPA201 条 (a)、LPS については Re-RULPA104 条 (a)、LLC については ULLCA104 条 (a) に定められている。この entity 規定は、事業体理論を採用するパートナーシップおよび LLC の性質を明確にする趣旨のもと定められ、同規定により事業体の独立性および構成員の有限責任性が確保された。また、power 規定は具体的な権能の列挙を省くことを趣旨として、Re-RULPA105 条、ULLCA105 条に定められており、パートナーシップおよび LLC があらゆる権能を保有することができる旨を定めている。このように entity 規定および power 規定はパートナーシップおよび LLC の統一法に採用されているため、これらの事業体は原則的に両規定の性質を有しているといえるだろう。

ワシントン州 LPS 判決係争当時、ワシントン州 LPS 法および PS 法には power 規定が存在しなかった。パートナーシップ法および LLC 法は事業体の発展に伴い、今日ではそれぞれの事業体に高い柔軟性を持たせているため、各州法の個別条文レベルの統一性は必ずしも高くはない。パートナーシップ法や LLC 法には強行規定が少ないうえに、「業務契約で別段の定めをなすことができる」という文言も多く用いられていることから、事業体と構成員（パートナーおよびメンバー）の関係について、州法の規定

---

ン州 LPS の法人該当性が争われた事案についても、LPS 最高裁判決の判断方法に依拠し、法人該当性が判断されている（東京地裁平成 29 年 1 月 24 日判決、判例秘書 L07231944）

とは異なる内容を業務契約によって定めている場合もある。加えて、パートナーシップには独立した事業体としての性質と導管としての性質が混在していることが連邦最高裁判所で認められている<sup>80</sup>。

以上のことから、条文参照アプローチによってアメリカの各事業体の実体を把握し、わが国の租税法上の性質を決定することは難しいといえるのではないだろうか。そこで以下では、LPS 最高裁判決で示された判断要素からの考察を試みる。

## 5. 日本における外国事業体の扱い

### (1) 事業体判断基準

LPS 最高裁判決では、「租税法上の納税義務者としての適格性を基礎付ける属性を備えているか否かとの観点」から、外国事業体が日本租税法上の外国法人に該当するかを判断するものとし、さらに「当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されているか否か」については「疑義のない程度に明白」であるべきとの限定を加えている。そしてこれらを踏まえたうえで、法人の本質的な属性として考慮すべきとする基本的な判断要素を、当該外国事業体が「権利義務の帰属主体であると認められるか否か」と判示している。また同判決では、この権利義務の帰属主体性を判断する際に、「自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否か」が判断要素となることも明らかにされており、組織体が「そのような属性を有することは我が国の租税法において法人が独立して事業を行い得るもの」として、これが法人税の納税義務者とされる根拠となると続けている。

つまり LPS 最高裁判決では、まず外国事業体が日本租税法上の法人として納税義務者の属性を有しているかに着目し、その属性判断に当たって

---

<sup>80</sup> 前掲注 15。



は権利義務の帰属主体性を基本要素として、具体的には事業体の法律行為の主体性や法的効果の帰属を属性の判断要素としてあげ、さらに法人の属性として独立性についても言及しているのである。この権利義務の帰属主体性については同判決において、パートナーシップ名義で法律行為を行うことと言及されている。また、同判決では直接ふれられてはいないが、特にパートナーシップ名義で不動産登記等を含むすべての法律行為を可能とするためには、事業体の設立を州務長官登録局に届け出る必要があることから、公的機関への設立の届出も判断要素に含まれるといえるだろう。

したがって、LPS 最高裁判決では、日本租税法上の納税義務者となる外国法人の属性判断要素として、① 事業体の独立性、② 事業体の行為主体能力、③ 公的機関による公示を読み取ることができ、これらの属性を「日本の租税法上の法人に相当する」程度に有していることが求められているものと考えられる<sup>81</sup>。

## (2) 属性要素の具体化

設立の届出については事業体が届け出をしているか否かによって明白であるが、その他の2要素については、間接的事実に基づいて事業体の属性を判断する必要がある。LPS 最高裁判決では、その判断方法の当てはめについて、設立根拠法令のどの規定に着目すべきかを判示しなかった点からも、同判決では事業体の属性をあらゆる設立根拠法令上の文言から判断する方法が念頭にあるとされる<sup>82</sup>。

<sup>81</sup> 事業体の属性判断については、人格のない社団において「多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有して統一された意志の下にその構成員の個性を超越して活動を行うもの」(法人税基本通達 1-1-1)と定めていることから、通達においても事業体の判定においてその属性が考慮されている。

なお、法人格の有無のみによって租税法上の法人を決定せず、人格のない社団を法人とみなして法人税の納税義務者とするは、人格のない社団に法人格と同等の効果認めており、そうした事業体の実体を考慮し租税法を適用することが課税の公平につながるためであるとされる。水野・前掲注 78) 396 頁。

<sup>82</sup> 衣斐瑞穂「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 27 年度(下) 360 頁。

そこで、パートナーシップの性質や統一法からその属性についてみると、まず独立性について同判決では、「separate legal entity」という文言に着目している。RUPAで最も重要視された事業体の独立においては、パートナーシップの性質として事業体理論を確立させるため、「パートナーシップはパートナーとは別個の事業体である」と明記することによって、構成員（パートナーまたはメンバー）が変更しても事業体は存続することが明確化されたことは上述の通りである。したがって、独立性の判断属性として、① 事業体の継続性は重要な要素となる。また、独立性の属性としては、LPS最高裁判決で示されている② パートナーシップ財産と構成員の財産の分離、③ 構成員と事業体との間で取引が可能であること、④ 派生訴訟が可能であることが事業体継続属性を補完し、整合性を有する属性となるといえるだろう。

次に、行為主体能力の属性について同判決では、デラウェア州LPS法の下ではあらゆる合法的な事業活動を遂行可能であること、LPSの名義で法律行為をする権利・権限を保有し、その効果がLPS自身に帰属することについて判示している。したがってここでは、① 事業体の活動に制限が付されていないこと、② 事業体名義で契約ができること、③ その契約の効果が事業体自身に帰属することが、重要な判断属性となる。このほかにも、行為主体能力の属性を判断するうえで、④ 事業体名義で不動産登記を行うことができるか<sup>83</sup>、⑤ 事業体が訴訟当事者になることができるか<sup>84</sup>、という項目を補完属性としてあげることができるだろう。

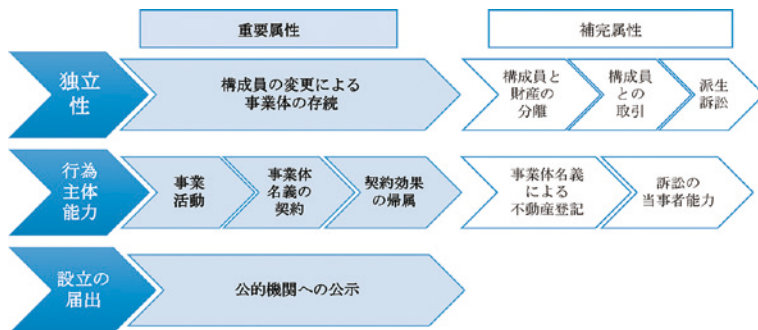
<sup>83</sup> コモンロー上はパートナーシップ名義での不動産登記は集合体理論の性質から困難であると考えられていたため、UPA8条(3)、10条(1)においてパートナーシップの名義のみで不動産登記ができる旨規定され、UPA8条はRUPA203条、204条に、UPA10条はRUPA302条においてさらに詳細に定められている。HYNES & LOEWENSTEIN, *supra* note 22, at 244.

<sup>84</sup> 法的主体 (legal person) のみが訴訟当事者になることができるため、コモンローの集合体理論の下ではパートナーシップは訴訟当事者になり得ず、UPAにおいてもこの性質を引き継いでいたが、事業体理論を採用したRUPAではパートナーシップが訴訟当事者になることができる旨が明記された (RUPA307条(a))。CALLISON & SULLIVAN, *supra* note 13, at 51. なお、LLCについては、power規

このように、LPS 最高裁判決の判断方法で言及されている事業体の属性について、本稿で取り上げたパートナーシップおよび LLC の性質、統一法に鑑み、それぞれの属性を具体化すると以下の図ようになる（図表 4 参照）。

これらの属性に基づいて、外国事業体が租税法上の法人として納税義務を負う場合とは、重要属性をすべて保有していることを要し、さらに重要属性との整合性として補完属性を有している項目数が多ければ多いほど、日本の租税法上の法人に相当する程度がより高くなると考えることができよう。

図表 4：事業体属性の判断要素（筆者作成）



### (3) 属性判断の当てはめ

これまでみてきたパートナーシップの性質から、Re-RULPA に基づいて設立された LPS について上記基準を当てはめてみる。まず独立性については、上述の通り LPS は事業体理論を採用しており、entity 規定（104 条 (a)）によって RUPA 制定以降の事業体理論をより明確にしていることから、LPS はパートナーから独立した事業体であり、パートナーの変更は LPS の解散事由にはならず事業を継続して行うことが可能である。また、補完属性についてみても、LPS 財産はパートナーから分離しており、LPS

定（ULLCA105 条）の中で訴訟当事者能力について明記されている。

はパートナーとの取引も可能である（112条）。さらに、リミテッド・パートナーは派生訴訟の権利を有している（1001条、1002条）ことから、LPSはその属性として独立性を相当程度有しているといえる。

次に、行為主体能力についてみると、LPSはその属性として事業活動に必要なあらゆる権限を有しており、事業体名義での契約も可能で、その効果はLPSに帰属する（power規定、105条）。補完属性である不動産の登記もLPS名義で行うことが可能であり、訴訟の当事者にもなることができる（105条）ため、LPSは行為主体能力もその属性として相当程度有しているといえるだろう。

最後に、LPSはその設立に際して州の機関への届出が必要なため（201条（a））、設立の届出の要件もみたしている。このように、LPSは法人判断属性の3つの重要属性をすべて有しており、また補完属性も有していることから、わが国租税法上の法人に該当すると考える。

なお、RUPA以降の統一法では事業体理論を明確にし、LPSとパートナーの分離や、リミテッド・パートナーの有限責任性の確保を重視していることから、原則としてLPSはパートナーから独立しているといえよう。また、上述したpower規定の趣旨に鑑みると、LPSの事業体属性判断においては、ワシントン州LPS（係争時）のようにpower規定に相当する条文が州法上にない場合であってもその属性判断に影響はないといえるのではないだろうか。

#### （4）GPS、LPS、LLCの属性

GPSがLPSおよびLLCの2つの事業体と異なる点としては、まず構成員の責任をあげることができる。GPSは、2人以上のパートナーで構成されるパートナーシップであり、パートナー全員が無制限責任であるため、GPSのパートナーは特別な定めがある場合を除き、経営権について等しく権利を有しており、そのことから派生訴訟（derivative action）は認めら

米国事業体の性質と法人該当性

図表 5；事業体の属性比較（筆者作成）

		Corporation	GPS (RUPA)	LPS (Re-RULPA)	LLC (ULLCA)
独立性	事業体の継続性	○	○	○	○
	事業体と構成員 の財産の分離	○	○	○	○
	事業体と構成員 との取引	○	○	○	○
	派生訴訟	○	×	○	○
行為主体能力	事業活動に 制限なし	○	○	○	○
	事業体名義 による契約	○	○	○	○
	契約の効果の 帰属	○	○	○	○
	事業体名義での 不動産登記	○	○	○	○
	訴訟の 当事者能力	○	○	○	○
設立の届出	公的機関への 公示	○	×	○	○

れていない<sup>85</sup>。

次に、LPS や LLC で設立に必要な設立書面の届出は、GPS では要件となっていない。デラウェア州 GPS では GPS の名称や事務所の住所、代理人の氏名および住所の記載を含めた書面（statement of partnership existence）の提出が可能とされているが、これは債権者に対して訴訟代理人

<sup>85</sup> RUPA405 条 Comment. 派生訴訟について RUPA には規定がないが、LPS については RULPA1001 条以下、LLC については ULLCA901 条以下に定められている。

メンバーの有限性、設立要件、派生訴訟の違いから、GPS に比べて LPS は「法人化への第一歩を踏み出している」と評価するものとして、大杉・前掲注 30) 20 頁。

を明確にすることや、州法の適用を受けることによって GPS の代理としてパートナーらが取引に参加する権限を補う等の効果をもたらすものであり、LPS や LLC の設立の届出とは根本的に性質を異にするものである。

したがって、GPS は上記属性判断における重要属性の設立の届出要件をみたしていないことから、わが国租税法上の法人には該当しない。コーポレーションの属性という観点に着目すると、GPS は LPS および LLC とその性質上違いがあるといえるだろう。

## おわりに

本稿では外国の事業体の性質決定について、アメリカの GPS、LPS および LLC をとりあげて統一法から各事業体の性質を検討し、LPS 最高裁判決で示された判断方法を軸として、わが国租税法上の法人該当性の考察を試みた<sup>86</sup>。アメリカの事業体はその発展において、事業遂行の利便性だけでなく、税制が深く関係していたことからその性質は複雑化の一途をたどった。1960年代、IRS はキントナー規則による属性参照アプローチを採用して事業体判断を行っていたが、各事業体の性質の複雑化に伴いその判断は困難を極めたことから、1997年にチェック・ザ・ボックス規則を適用することで事業体判断を事実上放棄したといえよう。

これに対して日本では、LPS 最高裁判決において権利義務帰属性から外国事業体の性質を決定する旨が判示され、続くワシントン州 LPS 判決ではその判断方法を踏襲し、当てはめには設立州法の条文を個別に当てはめるといった条文参照アプローチが採用された。しかし条文参照アプローチは、entity 規定や power 規定が設立州法に定められていない場合には、当該事業体は日本の租税法上の法人に該当しなくなるため、アメリカが採用していた属性参照アプローチよりも適用が厳格で難しいアプローチである。ワ

---

<sup>86</sup> なお、事業体と日米租税条約の関係については、水野・前掲注 78) 400 頁参照。

シントン州 LPS 判決での当てはめの問題は、ここに基因するものといえよう。

そこで本稿では、日本の租税法が外国法人を実質的に判断していることや、LPS 最高裁判決がその当てはめにおいて個別の条文をあげているものの、事業体の属性に焦点をあてて判断していたものと考えられることから、同判決の判断方法に基づき属性判断基準によるパートナーシップの事業体判断を試みた。外国事業体についての問題は日々複雑化し、国内法だけではなく、租税条約における議論も存在することから、法人該当性についての検討はますます必要となるだろう。